

高知県の人権について

高知県人権尊重の社会づくり条例第2条第2項に
規定する人権に関する実態の公表

平成16年3月

高 知 県

はじめに

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である、などとした「世界人権宣言」が1948年に国連で採択されてから半世紀余りを過ぎた現在でも、私たちの社会には、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人などに関するさまざまな人権問題が存在しています。

このため国においては、これまで「人権教育のための国連10年」国内行動計画の策定や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行、また、平成14年3月にはこの法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定するなど、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向けた取り組みが行われてきています。

高知県においても、平成10年4月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、また同年7月には「人権教育のための国連10年」高知県行動計画を策定するなど、人権が尊重される社会の実現に向けて人権教育や人権啓発などに取り組んできています。

さらに、平成12年3月には、この条例に基づき「人権施策の基本方針」の策定や「高知県の人権について」として、はじめて県内の人権に関する実態の公表も実施しています。

この「高知県の人権について」は、高知県人権尊重の社会づくり条例第2条第2項に基づき、県民の人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について公表を行うもので、平成12年3月の第1回目の公表に続いて今回が2回目となります。

人権に関する実態の公表は、県民の皆様方にあまり知られていない人権侵害の実態や人権尊重への取り組みなどを明らかにして、身近に存在している差別などに気づいていただけるよう実施しているものです。

本書では、同和問題や女性、子どもなど県民に身近に関わりが深い人権問題を中心に掲載しており、平成14年度に県が実施した「県民の人権に関する意識調査」の結果などと併せて、人権意識の高揚のための啓発資料としてご利用していただければ幸いです。

県では今後も、市町村や関係機関、県民の皆様方と協力して差別のない人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを推進していきたいと考えています。県民の皆様方におかれましても、こうした取り組みにご理解をいただき、地域や職場、家庭などにおいて人権が尊重される社会を築いていくために積極的な取り組みをお願いします。

平成16年3月

高知県知事 橋本大二郎

目 次

I 人権の実態と人権尊重の取り組み状況

1 人権全般	1
(1) 人権の尊重に向けた取り組み	4
ア 高知県人権尊重の社会づくり条例の施行	4
イ 「人権教育のための国連10年」高知県行動計画	4
(2) 人権啓発に関する取り組み	4
ア 人権啓発イベント「じんけんフェスタこうち」の開催	4
イ 人権啓発映画のテレビ放映、新聞広告等	5
ウ 人権啓発研修企業リーダーの養成	5
エ 高知県人権ふれあい支援事業	5
(3) 教育での取り組み	5
ア 「人権の主張」発表会	6
イ 人権教育推進校の設置	6
ウ 人権教育課題別研修会	7
エ 就職差別の防止を目的とする応募書類の統一	7
(4) 人権問題に関する研修や学習、図書・視聴覚教材の貸し出し	8
(5) 相談窓口	8
2 同和問題	9
(1) 現状と課題	9
(2) 人権侵害の事例	11
ア 人権侵害事例の受付状況	11
イ 人権侵害の主な事例	11
(ア) 落書き	11
(イ) 発言	12
(ウ) 連続差別書簡	12
(エ) インターネット	13
(3) 人権尊重への取り組みの事例	13
(4) 相談窓口	14
3 女性	15
(1) 現状と課題	15
(2) 人権侵害の事例	16
ア 人権侵害等に関する相談状況	16
イ 人権侵害の主な事例	16
(ア) 配偶者等からの暴力	16
(イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント	18
(3) 人権尊重への取り組みの事例	19
(4) 相談窓口	19

4	子ども	21
(1)	現状と課題	21
(2)	人権侵害の事例	22
ア	人権侵害事例の発生、処理状況	22
イ	人権侵害の主な事例	22
(ア)	いじめ	22
(イ)	児童虐待	22
(3)	人権尊重への取り組みの事例	23
(4)	相談窓口	25
5	高齢者	26
(1)	現状と課題	26
(2)	人権侵害の事例	27
ア	高齢者総合相談センターの相談件数	27
イ	人権侵害の主な事例	27
(3)	人権尊重への取り組みの事例	27
(4)	相談窓口	29
6	障害者	31
(1)	現状と課題	31
(2)	人権侵害の事例	32
ア	障害者110番相談件数	32
イ	人権侵害の主な事例	32
(3)	人権尊重への取り組みの事例	32
(4)	相談窓口	33
7	HIV感染者等	35
(1)	感染症	35
ア	現状と課題	35
イ	人権侵害の事例	36
ウ	人権尊重への取り組みの事例	36
(2)	ハンセン病	37
ア	現状と課題	37
イ	人権侵害の事例	37
ウ	人権尊重への取り組みの事例	37
(3)	相談窓口	38
8	外国人	40
(1)	現状と課題	40
(2)	人権侵害の事例	41
ア	人権侵害に関する相談状況	41
イ	人権侵害の主な事例	41
(3)	人権尊重への取り組みの事例	41
(4)	相談窓口	42

II 参考資料

1	高知県人権尊重の社会づくり条例	-----	43
2	高知県人権施策基本方針	-----	45
3	人権に関する県内の相談等窓口一覧	-----	49
4	県内の人権に関する条例施行状況及び行動計画等策定状況	-----	51

I 人権の実態と人権尊重の取り組み状況

1 人権全般

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障として定められています。

しかし、私たちの社会には、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人などに対する人権侵害などの問題が依然として存在しています。

このことは、県が平成12年3月に「高知県の人権について」として、高知県人権尊重の社会づくり条例に基づき、全国に先駆けて実施した人権に関する実態の公表においても、同和問題における差別事象や女性に対する夫やパートナーからの暴力、子どもに対する虐待など深刻な人権侵害の実態が明らかになっています。

また、平成14年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」においても、「障害者」や「同和問題」、「女性」などの分野で人権侵害の存在が高い割合で認識されていること、回答者のおよそ3割の方々が何らかの人権侵害を経験されているという意識の実態も明らかになりました。(図1、2)

県では、真に人権が尊重される社会の実現をめざして、平成10年4月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行して、県や市町村、県民の責務を明らかにするとともに、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題への取り組みを推進しています。

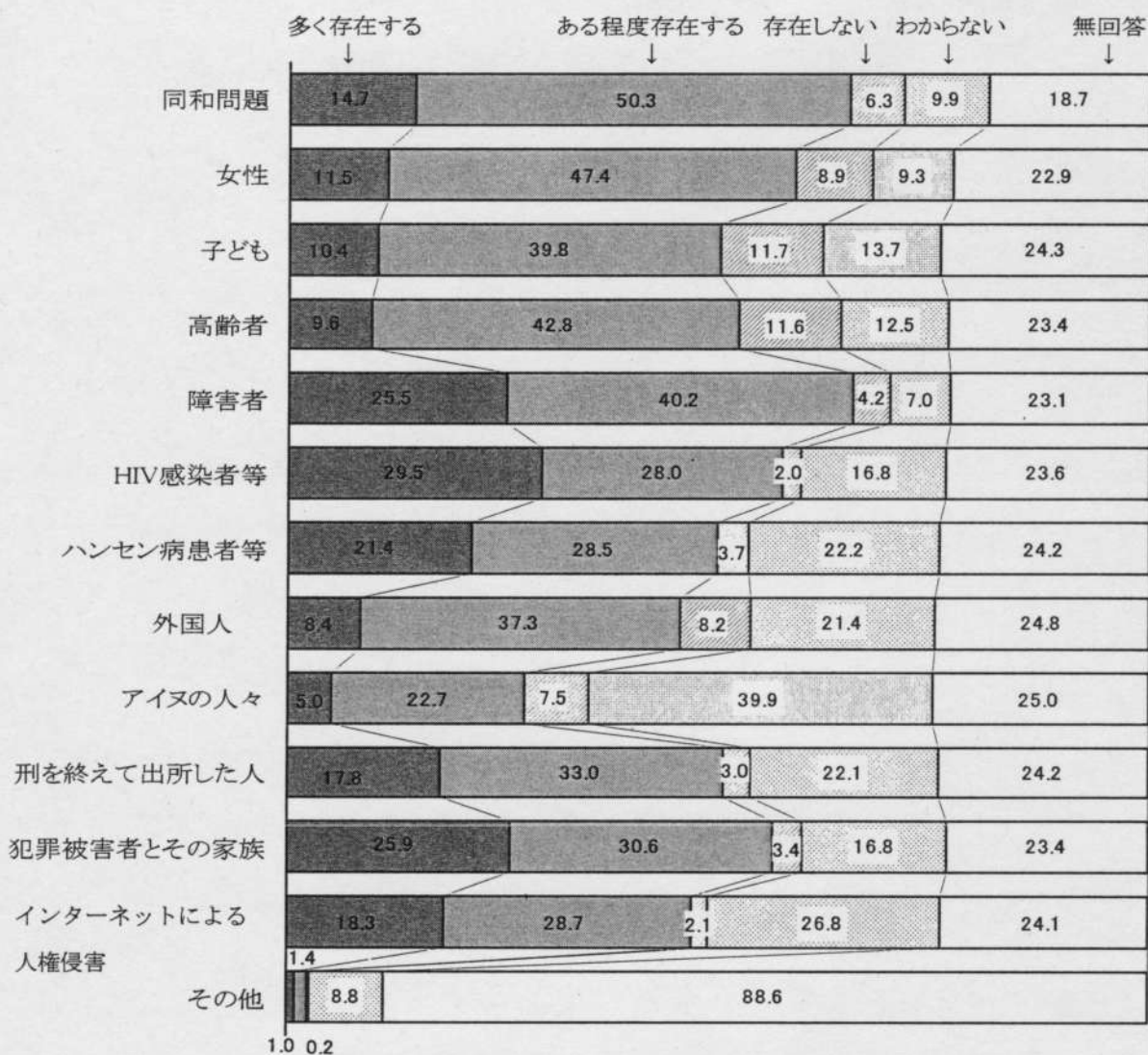
また、平成10年7月には、県民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深め、人権が尊重される社会をつくるために行動することをめざした「人権教育のための国連10年」高知県行動計画の策定、さらに、平成12年3月には、条例に基づき人権教育・啓発に関する施策の基本方針として「高知県人権施策基本方針」をそれぞれ策定しました。

人権尊重の社会の実現に向けては、「人権に関する県民意識調査」においても、「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」や「行政が人権尊重の視点に立ってさまざまな施策を行う」、「行政が県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動を積極的に行う」などが必要なことだという結果も出ています(図3)。

県では、真に人権が尊重される明るい社会づくりに向けて、県内の人権の実態把握や県民の方々の人権に関するご意見などもお伺いしながら、県民の人権意識の高揚を目的とする教育及び啓発に関する施策を総合的に推進しています。

図1 現代の社会における人権侵害の存否

● 今の社会で、つぎの人権侵害があると思いますか（人権分野ごとに1つ選択）



平成14年度 高知県 [人権に関する県民意識調査]

平成14年度 高知県「人権に関する県民意識調査」

調査目的：県民の人権についての意識を把握し、今後の人権施策を推進していく
うでの基礎資料とする

調査対象者：高知県在住の成人5,000人（選挙人名簿からの無作為抽出）

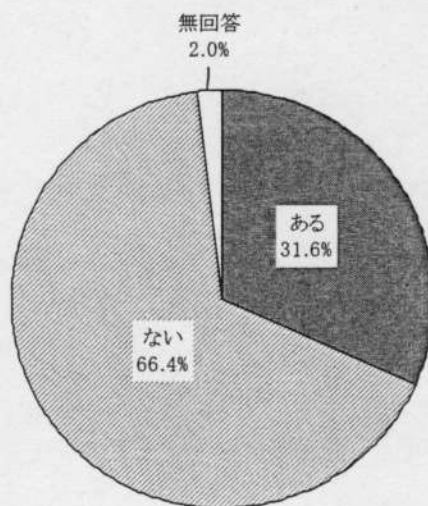
回収状況：有効回収数2,495票（回収率49.9%）

調査期間：平成14年9月30日から10月10日

実施機関：高知県企画振興部人権課

図2 人権侵害の経験

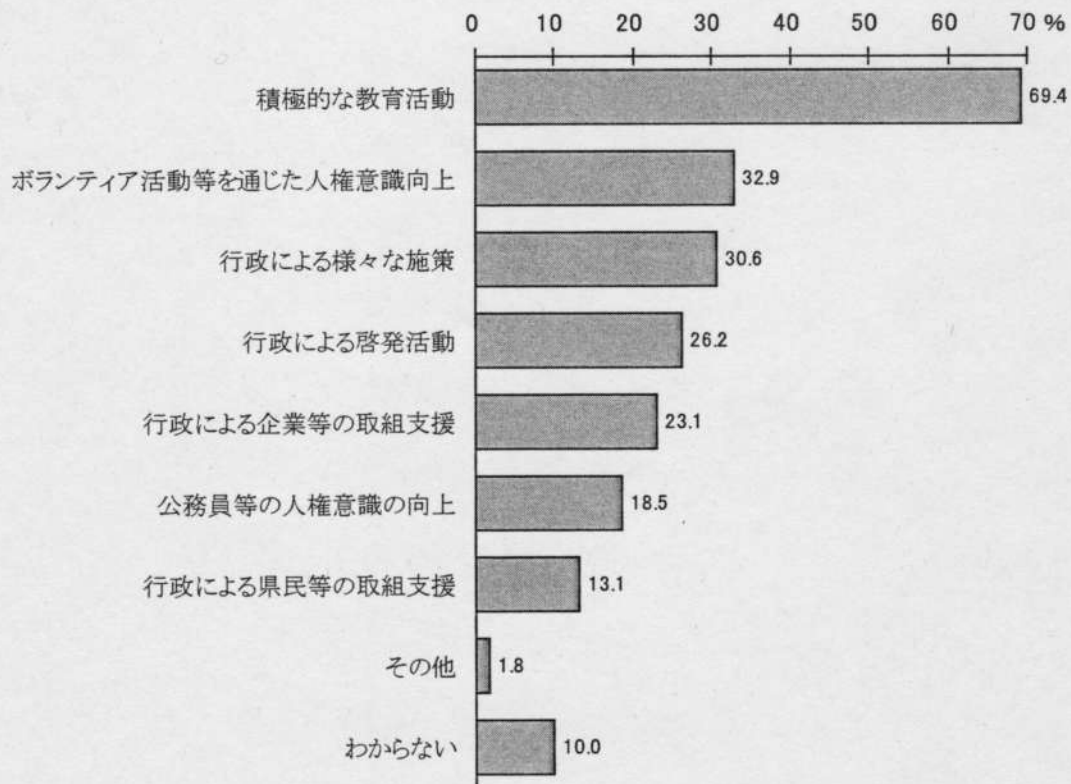
● 今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか



平成14年度 高知県 [人権に関する県民意識調査]

図3 人権尊重の社会実現のため必要なこと

● 人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要と思いますか（複数選択）



平成14年度 高知県 [人権に関する県民意識調査]

(1) 人権の尊重に向けた取り組み

ア 高知県人権尊重の社会づくり条例の施行

同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取り組みを推進し、真に人権が尊重される社会づくりに寄与することを目的として、平成10年4月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

(ア) 高知県人権施策基本方針の策定

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、すべての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取り組みを一層促進させるため、平成12年3月に条例に基づいて策定しています。

(イ) 高知県の人権について（人権に関する実態の公表）

人権意識の高揚を図るため、県民の方々にあまり知られていない人権尊重への取り組みや人権が侵害されている実態を明らかにし、身近に存在している差別に気づいていただくことをねらいとして、平成12年3月に条例に基づいて人権に関する実態を公表しました。

(ウ) 人権に関する県民意識調査

人権施策を推進していくうえでの基礎資料とすることを目的として、人権全般にわたる意識調査を実施しました。

調査は、県内在住の成人5,000人を対象として平成14年9月30日から10月10日にかけて実施し、平成15年3月に調査結果の公表を行いました。

イ 「人権教育のための国連10年」高知県行動計画

さまざまな人権の中から、県民に関わりが深く、身近な人権問題である同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人の現状と課題について、人権尊重の取り組みや人権侵害の事例も踏まえて明らかにし、学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進することにより、人権に関わりの深い職業に従事する職員はもとより、県民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深め、人権が尊重される社会をつくるために行動することめざして、平成10年7月に策定しています。

(2) 人権啓発に関する取り組み

ア 人権啓発イベント「じんけんフェスタこうち」の開催

私たちのまわりにある様々な人権問題について、県民に理解と関心を深めていただくとともに、一人ひとりが人権問題の解決を課題として取り組めるよう、「人権週間」（12月4日～10日）記念行事の一環として「明るく、楽しく」を基本にした県民啓発の場の提供を目的として開催しています。

平成15年度“じんけんフェスタこうち2003”の内容

開催日、場所：平成15年12月7日（日）

高知市中央公園、新京橋プラザ、帯屋町筋商店街アーケード
高知大丸本館東館5階連絡通路

開催内容：じんけんコンサート、ひよっこりひょうたん島キャラクターショー、全国中学生人権作文コンテスト高知県大会表彰式、物産展、じんけん相談、一人芝居、じんけんパネル展など

イ 人権啓発映画のテレビ放映、新聞広告等

広く県民の方々に人権に対する正しい認識と理解を深めていただくために、マスメディアを活用した取り組みとして、人権啓発映画のテレビ放映や新聞広告の掲載、ラジオでのスポット広報などを実施しています。

平成14年度 人権啓発映画のテレビ放映内容

「素顔の心で ～えびす食堂幸せ話～」、「元気あります」、「泣いて笑って涙して ポコ ア ポコ」、「夢の箱」、「メール」、「絵のある町」

ウ 人権啓発研修企業リーダーの養成

企業内で、人権研修についての企画立案や自らも講師として活動できるリーダーを養成することを目的とした講座を開設しています。

エ 高知県人権ふれあい支援事業

それぞれの地域や分野で、NPOやボランティアグループなどの民間団体が自主的に行う、県民の人権意識の高揚を目的とした交流体験や講演会、研修会などの活動に支援を行っています。

(3) 教育での取り組み

すべての人が人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会づくりをめざして、教育のあらゆる場で、人権教育を推進しています。

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）であり、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」（同法第3条）にすることを目的としています。

人権教育をすすめるにあたっては、「高知県人権教育基本方針」（H14.4策定）や「人権教育のすすめ」～高知県人権教育推進プラン～（H15.3策定）にもとづき、計画的総合的に取り組んでいます。その際、以下の5点を大切にしています。

- ・ 人権について正しく学ぶとともに、今なお、存在している不当な差別や人権侵害の実態から課題を明らかにするため、人権問題の現状を正しく認識できるようにします。
- ・ 人権教育の基盤となる自尊感情を育むことを重視します。
- ・ 学んだことが「知識」として理解されるだけではなく、日常生活のなかに生かすことができる「態度」に結びつくことをめざします。そのため、さまざまな学習会・研修会を通じ、人権問題の解決に必要とされる「技能」を身に

つけることができるようにします。

- ・ 学習者がいきいきと参加し、主体的に学ぶことを重視した参加体験型学習を積極的に取り入れます。
- ・ 学校で行われている取り組みを保護者や地域住民に積極的に発信するなど、地域との連携を大切にします。

学校教育では、人権教育に関わる研修会の実施や教職経験（初任者から管理職）に応じた研修に人権教育を位置づけるなど、教職員研修の充実やさまざまな人権問題に関わる新たな情報を取り入れた資料、教材の作成、開発などをすすめています。

社会教育では、市町村が行う人権教育に関する事業の実施を支援し、学習機会の提供や人権教育課題別研修会等を開催し、指導者養成などに努めています。

ア 「人権の主張」発表会

県内の小・中学校、高等学校、盲・聾・養護学校の児童生徒から人権や人権課題について学習したことや身の回りの出来事、日頃考えていることなどについての意見や体験等をまとめた作文や提言を募集し、「子ども人権会議」や「人権の主張」発表会を実施しています。児童生徒のすばらしい発表を通して、県民のみなさんの人権問題についての理解と認識を深め、その解決への意欲を高めることを目的としています。

平成14年度は、126校から377編の作文が寄せられました。また、県内3ヶ所の会場に1,000人の参加がありました。

<「人権の主張発表会」参加者の感想文より>

- ・ 自らの思いを、心をこめて表現されていて、とても胸をうちました。私たち大人が、もっともっとよりよい社会をつくるよう真剣に取り組んでいかなければならないと、改めて強く感じました。
- ・ 体験を涙ながらに話してくれた子どもたち。周りの大人達がいかに力不足か大いに反省させられました。大人も子どもに負けないよう、しっかり人権について勉強し、実践しなければと思いました。
- ・ こんなにも素晴らしい若者が育っていることに感動しました。人権を尊重し、差別のない社会がきつくとくると信じる発表でした。

イ 人権教育推進校の設置

学校における人権教育の実践的、先導的な指導内容・方法を継続的に研究・開発していくために人権教育推進校を指定し、その成果を他の学校に広げています。

それぞれの指定校では、子どもを中心とした取り組みや個別の人権課題への具体的な取り組みなど研究実践が進んでいます。

<平成13・14年度指定校>

安芸市立伊尾木小学校・野市町立東小学校・土佐町立土佐町中学校・葉山村立

葉山小学校・高知市立朝倉第二小学校・高知市立城西中学校・中村市立八束中学校・土佐清水市立下ノ加江小学校・高知県立大方商業高等学校・高知県立日高養護学校

<平成15年度指定校>

吉川村立吉川小学校・奈半利町立奈半利中学校・中土佐町立久礼小学校・伊野町立伊野南中学校・中村市立利岡小学校・大正町立北ノ川中学校・高知市立十津小学校・高知市立朝倉小学校・高知県立宿毛工業高等学校・高知県立中村養護学校

ウ 人権教育課題別研修会

県民に身近な人権課題である、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、H I V感染者等、外国人等について、それぞれ基礎的な内容から専門的な取り組みまでさまざまな手法を取り入れた研修会を開催しています。

エ 就職差別の防止を目的とする応募書類の統一

県教育委員会、県立高等学校、職業安定機関の三者において構成されている「高知県高等学校就職対策連絡協議会」では就職の機会均等を保障するため、応募書類の様式を全国統一応募書式とし、学校や生徒に対して社用紙（企業独自に作成した応募書類）や身上調書、戸籍謄本（抄本）、住民票などの提出を求めないことなどを企業にお願いしています。また、「従業員の採用選考時において、差別につながるおそれがあるため、特に配慮する必要のある項目」として、次の14項目を設定するなど、企業において、差別のない公正な採用選考が実施されるための取り組みを行っています。

- 1 戸籍謄（抄）本の提出
- 2 社用紙の作成
- 3 身元（家族）調査
- 4 家族の職業、家族関係、家族の健康
- 5 家族の地位、学歴、収入
- 6 家族の資産
- 7 住居状況（部屋数、間取り、道具類、道順）
- 8 宗教
- 9 支持政党
- 10 生活信条
- 11 尊敬する人物
- 12 思想
- 13 本籍、生まれ育った場所
- 14 作文（生い立ち、私の家族、父を語る等生活環境に関すること）

(4) 人権問題に関する研修や学習、図書・視聴覚教材の貸し出し

県では、あらゆる人権問題の解決のため、各種の啓発事業や研修、県内の企業や民間団体などで行われる研修会への講師の派遣などの業務を(財)高知県人権啓発センターに委託して、実施しています。

また、じんけんライブラリー(県立人権啓発センター図書資料室兼閲覧室の愛称)や高知県視聴覚ライブラリーでは、さまざまな人権問題に関する図書、視聴覚教材を整備して県民の皆様へ貸し出しサービスも行っています。

○ 研修や学習に関する問い合わせ先

財団法人 高知県人権啓発センター

住 所 〒780-0870 高知市本町4丁目1-37

電 話 088-821-4681 FAX 088-821-4440

Email: center@kochi-jinken.or.jp

○ 図書・視聴覚教材の貸し出しに関する問い合わせ先

- ・じんけんライブラリー(県立人権啓発センター図書資料室兼閲覧室)

財団法人 高知県人権啓発センター

住 所 〒780-0870 高知市本町4丁目1-37

電 話 088-821-4681 FAX 088-821-4440

Email: center@kochi-jinken.or.jp

- ・高知県視聴覚ライブラリー

住 所 〒780-8031 高知市大原町132 高知県教育センター分館

電 話 088-833-5780 FAX 088-833-5781

- ・高知県教育委員会人権教育課

住 所 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

電 話 088-821-4931 FAX 088-821-4559

(5) 相談窓口

ア 高知地方法務局人権擁護課

住 所 〒780-0915 高知市小津町4-30

電 話 088-822-3503

イ 高知県企画振興部人権課

住 所 〒780-0850 高知市丸ノ内1-2-20

電 話 088-823-9805

ウ 高知県教育委員会人権教育課

住 所 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

電 話 088-821-4931

エ 財団法人 高知県人権啓発センター

住 所 〒780-0870 高知市本町4-1-37

電 話 088-821-4681

2 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、人間として幸せに生きる権利や自由（居住及び移転の自由、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由といった市民的権利・自由）を、そこに生まれたというただそれだけの理由（本人には責任のないこと）によって侵害され、社会的不利益を受けてきた問題です。

この問題の解決のため、県では昭和44年の同和対策事業特別措置法の施行以来、30年余りにわたって、同和地区や同和関係の方々を対象とした様々な特別対策を実施してきましたが、同和地区を取り巻く状況が大きく改善されてきたことなどから、こうした特別対策は平成13年度末で終了し、平成14年度からは、一般対策の中で取り組みを行ってきています。

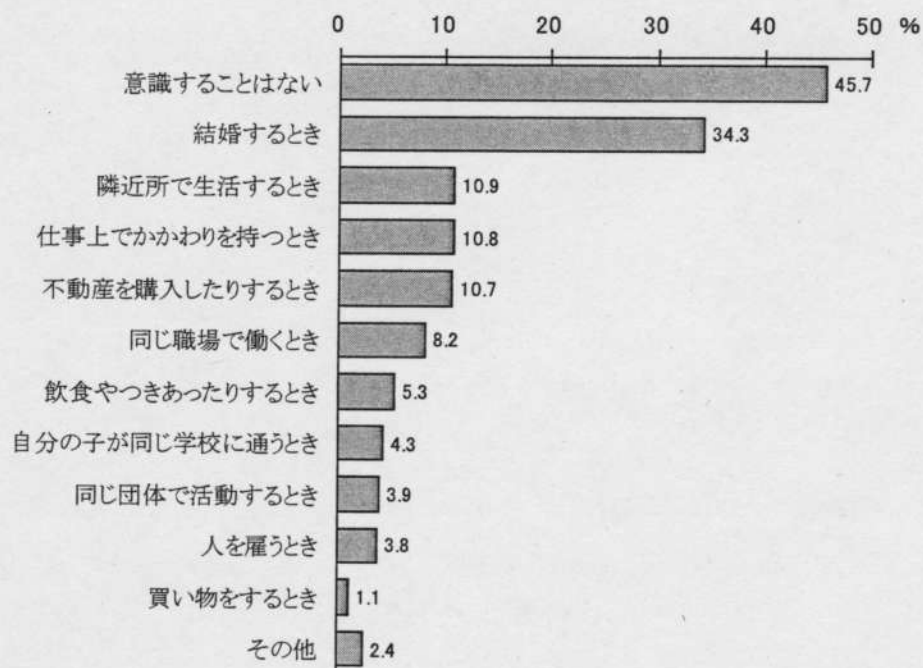
県が実施した「県民の人権に関する意識調査」では、同和地区や同和地区の人を意識する場合について尋ねたところ、「意識することはない」とする回答が45.7%と半数近くを占める一方で、「結婚するとき」「隣近所で生活するとき」「仕事上でかかわりをもつとき」の順で、気にしたり意識するとした回答もありました。

また、同和地区出身者であることがわかった場合の対応では、「これまでと同様親しくつきあう」の割合が80.2%と8割を超えている一方で、「表面的にはつきあうができるだけつきあいは避けるようにする」7.0%、「つきあいは、やめてしまおう」0.4%などと、同和地区や同和地区の人に対する差別意識は薄らいではいるものの、今なお根強く存在している状況も明らかになっています。（図4、5）

また、同和問題に係る差別落書きや差別発言など、同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないと思われる事象も発生しており、差別意識の解消に向けた人権教育や人権啓発などの取り組みが引き続き重要となっています。

図4 同和地区や同和地区の人を意識する場合

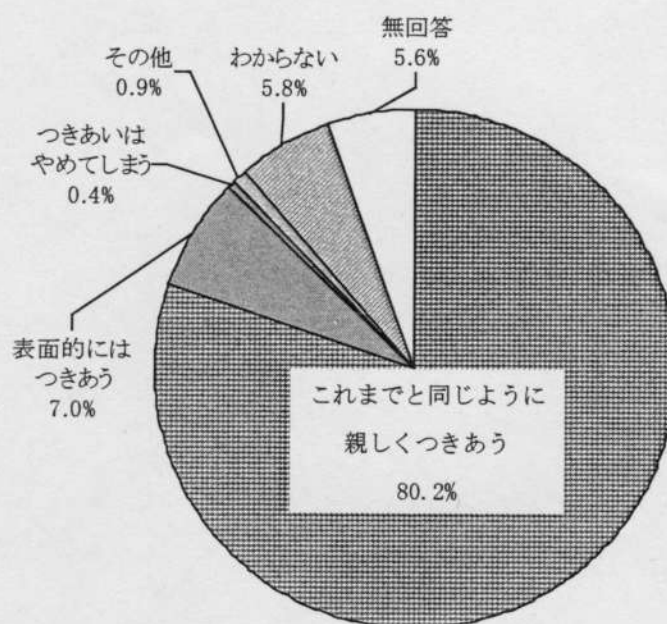
● 同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか（複数選択）



平成14年度 高知県 [人権に関する県民意識調査]

図5 同和地区出身者であることがわかった場合の対応

● かりに、日頃親しくつきあっている人が、なにかのことで、同和地区の人であることがわかった場合、あなたはどのようにしますか



平成14年度 高知県 [人権に関する県民意識調査]

(2) 人権侵害の事例

ア 人権侵害事例の受付状況

(高知県企画振興部人権課)

(件)

	11年度	12年度	13年度	14年度
発言	14	10	18	15
落書	11	9	10	17
書簡	-	2	1	1
表記	2	-	1	1
ネット	1	-	2	2
合計	28	21	32	36

※ 書簡：葉書、封書による差別文書

※ 表記：紙片等に記された差別文書、落書き

※ ネット：インターネット上に設けられた電子掲示板への書き込みや電子メール等

イ 人権侵害の主な事例

(ア) 落書き

a 平成11年12月、A市内の公園トイレで赤色油性ペンで差別用語を用いて同和地区の人々を侮蔑する内容の落書きが発見されました。

翌、平成12年1月にはB市内の公園トイレ、平成14年4月にはA市内の文化施設内のトイレでそれぞれ同様の落書きが発見されています。

同一人によると見られる同様の悪質な落書きは、平成15年度に入って急増しています。

b 平成14年5月、C市内の公園トイレに黒マジックで差別用語を用いて同和地区の人々を侮蔑する内容の落書きが発見されました。

c 平成14年6月、D村内の公衆便所で差別用語の落書きが発見されました。

この他にも公衆トイレや学校で差別落書きが発見されています。

差別落書きの事例には、具体的な記述はしていませんが、例えば、同和地区の人を指して、「死ね」、「キタナイ」といった、極めて悪質な内容のものもありました。

差別落書きは、同和地区の人々を意識的・意図的に侮辱し、傷つけるもので、不特定多数の人が見ることは、差別を助長したり、誤った差別意識を煽る危険があります。また、内容に陰湿なものが多く、同和地区の人々に強い衝撃と大きな苦痛を与える許されない行為です。

※ 差別落書きを発見した場合には、すぐに、施設の管理者や地元の市町村役場、県人権課、法務局などに連絡してください。

(イ) 発言

- a 平成14年7月、A市内の公営競技場で従事員の対応に腹を立てた来場者が、不満を訴える際、侮蔑する言葉とともに、差別用語の発言がありました。
- b 平成14年9月、C市が実施した市民意識調査の調査票回収に調査員が住民宅を訪問した際、調査員に対して同和地区の人々を侮蔑する内容の発言がありました。
- c 平成14年度、学校関係では、中学生が授業中に同じクラスの生徒に向かって差別用語を発したり、授業中に行動を注意された生徒が教諭に対して差別用語を発したのなどがありました。

差別発言は、相手の人権を侵害するだけでなく人間としての存在そのものを否定してしまう悪質で許されない行為です。

差別発言をした人の中には、「差別するつもりはなかった」などと言葉を濁す人がいます。

差別発言や差別用語の使用は、発言した人が差別する意図を持っているか否かに関わりなく、客観的には人を傷つけるものとなります。「差別するつもりはなかった」と言いながらもその背景には潜在的にその人との差を意識しているのではないのでしょうか。差別用語の問題はその用語を使用しない、ということだけではなく、その言葉の持つ差別性や差別に気づくといった人権意識の高揚が求められます。

※ 差別発言によって人権侵害を受けた場合などは、地元の市町村役場、県人権課、法務局などに相談してください。

(ウ) 連続差別書簡

平成13年1月から10月にかけて、県中央部の市町村の住民に対して、差別用語等を使用して脅迫する内容の書簡（葉書等）が連続して多数送りつけられました。

この書簡（葉書）は実在する複数の人物の名前を差出人として、不特定多数の受取人に対して差別用語などを用いて挑発や脅迫を行い、差出人が受取人から攻撃されることを狙ったとみられるもので、差出人と受取人の双方に衝撃や憤り、不安を与えるなど極めて悪質なものでした。

この書簡の行為者は、その後、警察の捜査により脅迫容疑などで逮捕されました。

(エ) インターネット

平成14年9月、インターネット上に設けられた電子掲示板に、県内の中学校名を挙げて誹謗中傷する内容のものや、部落差別の助長につながる悪質な書き込みが多数発見されました。

インターネットについては、国の人権教育・啓発に関する基本計画にも「インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等があります。

いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易に出来るといった面がある。」とされているように、この事案についても、こうした匿名性などを悪用して、書き込みが行われたものと考えています。

インターネットの利用に当たっては、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解や個人の責任や情報モラルについても十分理解しておくことが必要です。

(3) 人権尊重への取り組みの事例

「部落差別をなくする運動」強調旬間

「同和問題について県民の理解と認識を深め、その早期解決を図る」ことを目的に、関係施策を実施してきたことにより、県民の同和問題に対する理解も深まってきていますが、同和問題における差別意識は、依然として根強く存在しています。

このため、県では、同和問題の解決に向けて、毎年7月10日から20日までを「部落差別をなくする運動」強調旬間と定めて、県民一人ひとりに同和問題に対する正しい理解と認識を深めていただけるよう、期間中に市町村や関係機関の協力もいただきながら様々な啓発事業を実施しています。

第30回「部落差別をなくする運動」強調旬間事業

・ 強調旬間啓発事業

平成15年7月10日 高知県立県民文化ホール（オレンジ）

人権作文発表

鶴野（うずの）昭彦氏インタビュー

新屋（しんや）英子三人芝居『星の溜息』の上演

パネル展

- ・ 新聞広告、同和問題啓発映画のテレビ放映、ポスターの掲示、電車・バスポスター広告、電光掲示板・インフォメーションタワー広告

(4) 相談窓口

ア 高知地方法務局人権擁護課

住 所 〒780-0915 高知市小津町 4-30

電 話 088-822-3503

イ 高知県企画振興部人権課

住 所 〒780-0850 高知市丸ノ内 1-2-20

電 話 088-823-9805

ウ 高知県教育委員会人権教育課

住 所 〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52

電 話 088-821-4931

エ 財団法人 高知県人権啓発センター

住 所 〒780-0870 高知市本町 4-1-37

電 話 088-821-4681

3 女性

(1) 現状と課題

女子差別撤廃条約を機軸とする国際社会における取組と連動しつつ、国においては「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されるなど、男女平等の実現に向けた取組が進められてきました。

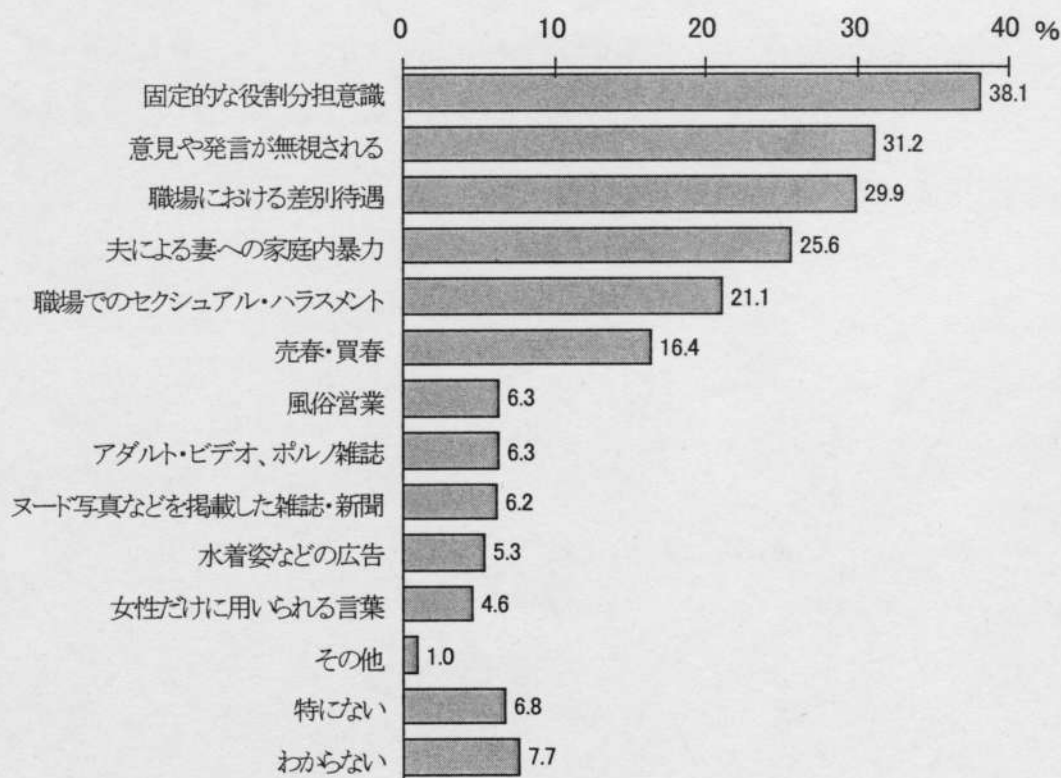
県では、平成13年9月に「こうち男女共同参画プラン」を策定し、総合的な取組を展開してきました。

しかし、今なお、性別で役割を固定的にとらえる意識やこれに基づく慣行などが残っており、男女間の不平等な扱いや夫婦間の暴力、セクシュアル・ハラスメントなど、女性の人権を侵す暴力的な行為が存在しています。平成14年度の県の人権に関する県民意識調査でも、「固定的な役割分担意識」「意見や発言が無視される」「職場における差別待遇」が女性に関する人権上の問題点の上位になっています。(図6)

こうした状況から、県では、平成15年12月に「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。今後は、この条例の趣旨を踏まえ、男女がともに個人として尊重され、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としてその能力を発揮する機会が確保される社会を目指した取組が必要です。

図6 女性に関する人権上の問題点

● 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか(複数選択)



平成14年度 高知県 [人権に関する県民意識調査]

(2) 人権侵害の事例

ア 人権侵害等に関する相談状況

(ア) 配偶者等からの暴力に関する相談件数

(高知県女性相談所)

(件)

	11年度	12年度	13年度	14年度
電話	68	71	81	123
来所	94	49	76	72
合計	162	120	157	195
(うち一時保護)	(15)	(12)	(22)	(29)

(こうち女性総合センター)

(件)

	11年度	12年度	13年度	14年度
件数	15	23	27	24

(イ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年10月施行)に基づく保護命令件数

(高知県警察本部)

(暦年：件)

	13年	14年	15年
接近禁止	-	11	4
退去命令	-	5	5
合計	-	16	9

※ 13年は10～12月、15年は1～8月

(ウ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数

(高知労働局雇用均等室)

(件)

	11年度	12年度	13年度	14年度
件数	160	111	90	84

※ 企業からのセクシュアル・ハラスメント防止対策相談を含む

イ 人権侵害の主な事例

(ア) 配偶者等からの暴力

a 平成14年度 30代の女性からの相談

(a) 概要

内縁の夫から暴力を受けており、逃げたいという相談。

(b) 内容

内縁の夫は、些細なことで殴る、蹴る、つねる、物を投げつけるなどの暴力を振るったり、包丁を持ち出しては、「殺すぞ」と言って脅したりすることがあり、相談者は病院で治療を受けるほどのケガを負ったこともある。また、内縁の夫は3歳になる相談者の子どもを地面に叩きつけようとしたこともある。

内縁の夫は、相談者のアパートに毎日やってきては、深夜でも相談者が起きて待っていないと不機嫌になって怒ったり、鍵をかけて入れないようにすると、夜中でも外でドアを蹴って、大声を上げるなどして大騒ぎすることが、たびたびあった。

たまりかねて、相談者が別れ話を持ち出すと、内縁の夫は怒り出し、子どもも家族も全部殺すなどと脅す状況が続いた。

内縁の夫の親も、息子の暴力に恐れをなしており、制止してくれる人が誰もいなかったため、相談者とその両親が来所した。一時保護所で相談者を保護し、その間に、今後の生活等について相談した結果、やむを得ず転居することとし、現在は転居先で生活している。

a 平成 14 年度 30 代の女性からの相談

(a) 概要

離婚した元夫からストーカー行為を受けているので、見つからないところに逃げたいとの相談。

(b) 内容

元夫は、婚姻中から相談者に暴力を振るったり、相談者の子どもにも、性的嫌がらせをしていたため、相談者は離婚にふみきった。離婚後、よりを戻したいといって、毎日 1 回から 3 回ほど、毎回 30 分から 1 時間の長電話をかけてくるので親戚宅に避難することにした。元夫は、親戚宅や職場にも電話をかけてくるようになり、職場に迷惑をかけるので、相談者は仕事を休まざるをえなくなった。相談者は、電話がかかってくるだけでビクツとなり、夜も電気をつけることができず潜んでいるという状態に陥った。

このため、相談者は地元警察に相談し、一時保護を受けることにした。その間、今後の生活等について話し合い、相談者は仕事を辞め、他の市町村へ転居することにした。

夫などからの暴力は、主に家庭内で繰り返し行われ、表面化しにくいといった特徴があり、殺人などの深刻な事態にまで発展するおそれもあります。こうしたことを未然に防止するためには、女性に対する暴力は人権侵害であることを啓発するとともに、気軽に相談できる窓口を身近に設けることや被害者の保護が迅速、適切に行われることが大切です。

平成 16 年 4 月 1 日から施行される高知県男女共同参画社会づくり条例では、男女間の暴力的行為の禁止や配偶者などからの暴力による被害者に対する県の支援を規定し、暴力のない安心して暮らせる社会づくりに取り組んでいくことにしています。

(イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント

- a 職場内で性的な内容の話題を頻繁に口にする上司がおり、非常に不快であるとともに、職場内で二人きりになることが恐ろしく、勤務が苦痛となっている。
- b 社長からお尻を触られ、抗議しても効果がなく、また、食事に誘われても断っていたが、そのうち性的な関係を迫られるようになり我慢できず退職した。

【職場におけるセクシュアル・ハラスメントとは】

「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応によって当該女性労働者が労働条件上不利益を受け（対価型）たり、女性労働者の就業環境が害される（環境型）こと」をいいます。

[性的な言動とは]

性的な発言や行動を意味します。

(性的な言動の例)

- ・ 性的な内容の発言
性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、意図的に性的な噂を流布する、個人的な体験談を話したり聞いたりする など
- ・ 性的な行動
性的な関係の強要、身体への不必要な接触、強制わいせつ行為、強姦、ヌードポスター、ヌード写真の出るスクリーンセイバーの使用、わいせつ図画の配布、掲示 など

[対価型セクシュアル・ハラスメントとは]

職場において行われる女性労働者の意に反する性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者が解雇、降格、減給等の不利益を受けることです。

(典型例)

- ・ 事務所内において事業主が女性労働者に対して性的な関係を要求したが、拒否されたため、当該女性労働者を解雇すること など

[環境型セクシュアル・ハラスメントとは]

職場において行われる女性労働者の意に反する性的な言動に対する女性労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該女性労働者が就業する上で見過ごせない程度の支障が生じることです。

(典型例)

- ・ 事務所内において事業主が女性労働者の腰、胸等に度々触ったため、当該女性労働者が苦痛に感じてその就業意欲が低下していること など

(高知労働局雇用均等室)

(3) 人権尊重への取り組みの事例

ア 高知県男女共同参画社会づくり条例の制定

女性も男性もすべての人が互いに人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮して、生き活きと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指して、高知県男女共同参画社会づくり条例を制定しました。(平成16年4月1日施行、一部平成16年7月1日施行)

イ こうち男女共同参画プランの推進

平成13年9月に策定した、こうち男女共同参画プランに基づき、男女共同参画の推進に関する取り組みを総合的に進めています。

ウ こうち女性総合センター活用事業

- (ア) 啓発誌・情報誌の発行
- (イ) 講演会・フェミニスト講座等の開催
- (ウ) 出前講座の実施
- (エ) 相談事業の実施

エ 高知県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター)における女性保護対策

- (ア) 生活上の問題を抱える女性のために、来所・電話相談に加え、巡回相談や法律相談を行っています。
- (イ) 配偶者等からの暴力被害者や何らかの事情で保護を要する女性の一時保護を行っています。

オ 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取り組み

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する取り組みのことをいいます。

平成13年度は、企業におけるポジティブ・アクション推進のため、女性管理職候補者等を対象とする講座を県で計画、開催した。平成14年度は、職場における能力発揮を活動目的とする働く女性グループから研修計画を募集し、効果的と認められるものを選定、当該グループが講座を開催しました。

(4) 相談窓口

ア 高知県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター)

女性が抱えるさまざまな問題や配偶者などからの暴力に関する相談を受け付けています。

相談時間 電話 毎日 8:30~17:15, 18:00~21:00 (年末年始を除く)

来所 月~金 8:30~17:15 (")

住所 〒780-0051 高知市愛宕町3丁目12-29

電話 088-822-5520 FAX 088-822-6775

イ こうち女性総合センター「ソール」

女性のさまざまな悩みや、日常生活の中で直面する問題、不安や心配ごとについて相談を受け付けています。

相談時間 毎日 9:00~17:00 (水曜、祝日、年末年始を除く)

住 所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地

電 話 088-873-9555

F A X 088-873-9292

Eメール: sole@sole-kochi.or.jp

ウ 高知労働局雇用均等室

職場におけるセクシュアル・ハラスメントについての相談を受け付けています。

住 所 高知市南金田48-2

電 話 088-885-6041

F A X 088-885-6042

4 子ども

(1) 現状と課題

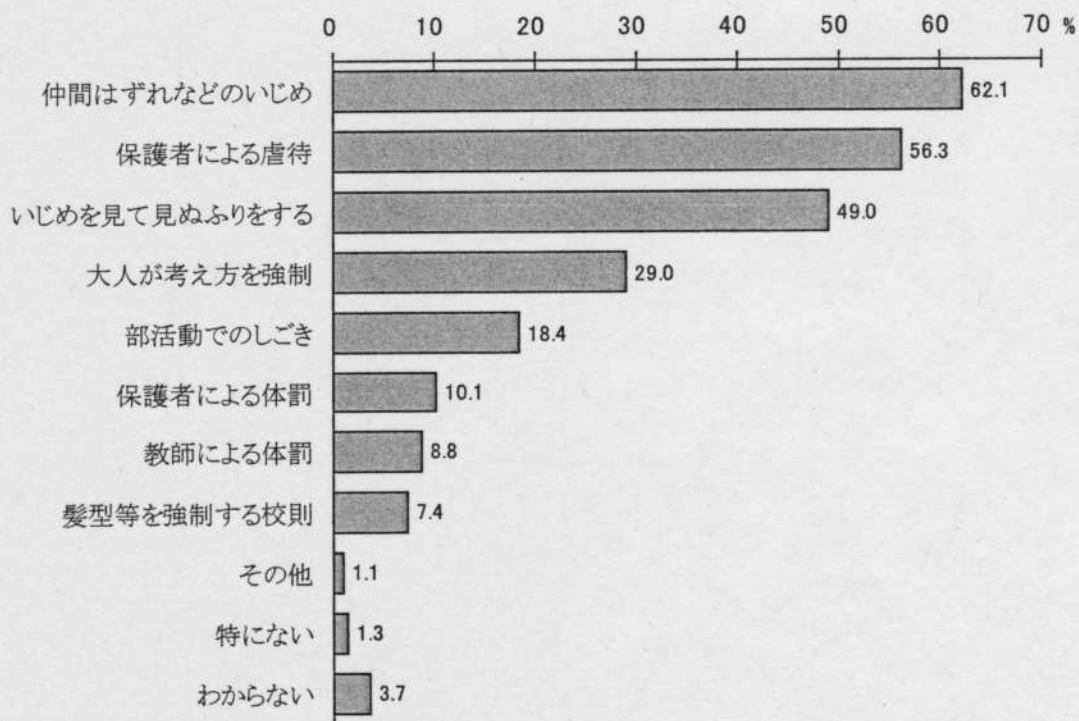
少子化や核家族化等、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、非行、いじめ、児童虐待など、様々な問題が生じてきています。県が実施した「人権に関する県民意識調査」の結果からも「仲間はずれなどのいじめ」、「保護者による児童虐待」、「いじめを見て見ぬふりをする」といったことが、子どもの人権上の問題点として上位になっています。(図7)

次代を担うすべての子ども達が健やかに成長していくために、安心して、生み育てられる環境づくりを積極的に展開し、行政、地域、家庭が連携しながら、子どもの人権に関しての様々な機会を通じた啓発活動や、子ども達が感性と活力に満ちた人間として育っていくための取り組みを推進していく必要があります。

また、児童虐待は、子どもの健全な成長を阻害し、身体や心に深い傷を負わせるだけでなく、命さえも奪うことのある重大な問題であり、その防止のために、関係機関・関係者が連携して、取り組むことが必要です。

図7 子どもに関する人権上の問題点

● 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか(複数選択)



平成14年度 高知県 [人権に関する県民意識調査]

(2) 人権侵害の事例

ア 人権侵害事例の発生、処理状況

(ア) いじめ

(文部科学省)

(件)

	11年度	12年度	13年度	14年度
小学校	22	44	26	36
中学校	56	70	98	91
高等学校	37	21	35	36
合計	115	135	159	163

※ 生徒指導上の諸問題に関する調査

(イ) 児童虐待

(児童相談所における児童虐待の処理件数)

(件)

	11年度	12年度	13年度	14年度
県内	41	59	67	59
全国	11, 631	17, 725	23, 274	24, 195

※ 厚生労働省福祉行政報告例

イ 人権侵害の主な事例

(ア) いじめ

いじめの態様としては、「ひやかし、からかい」、「暴力を振るう」事例等が多くみられます。発生件数は増加傾向にあり、重大な問題です。いじめは人間として許されない行為であり、いじめを受けた子どもは心に大きな傷を残すことにもなりますので、いじめられている子どもの立場に立った親身な指導が大切です。学校では、この問題を重大な教育課題としてとらえ、職員会議等を通じて共通理解を図り、学校全体として取り組みを進めています。

(イ) 児童虐待 (平成14年度)

a 身体的虐待

中学3年の女子が、小学生の頃より棒などで父親に身体的虐待を受けていました。

中学3年になり、父親に叩かれるのが嫌でたびたび家出を繰り返しては友人宅に居るのを学校が知ったことから、児童相談所へ通告がありました。一時保護した後、里親に預け、養育をお願いしています。

身体的虐待とは、身体に傷を負わせたり、生命に危険のあるような行為をすることです。ひどい場合には、後遺症を残したり、死に至ることもあります。

b ネグレクト（養育放棄）

住民から、「3歳の男児が自宅のベランダで泣いている」と、警察に通報があり、警察から児童相談所に通告がありました。

この家庭は母子家庭で、母親は日頃から夜間に男児を一人にして朝方まで外出しており、面接の中で母親に今後の指導・助言をしてきましたが、行動に改善がみられず本児を一時保護し、その後、男児は児童養護施設に入所させました。

ネグレクトとは、適切な衣食住の世話をせず放置したり、病気なのに医者に見せない、家に閉じこめる、学校に行かせない、乳幼児を車の中に放置するなどの行為をいいます。発育・発達がひどく遅れたり、小さな子どもの場合や極端な場合には、栄養失調や脱水症などから死に至ることもあります。

c 心理的虐待

中学3年生の男子が、母親の暴言に絶えられず家出等を繰り返していたため一時保護し、支援ホームを利用しました。

家庭復帰後、母親の暴言が再び始まったため、本人が母親を拒否し、本人自身が落ち着いた生活をしたと一時保護を希望し、その後、児童養護施設に入所しています。

心理的虐待とは、親が、子どもからの働きかけに応えず無視する、兄弟間で著しく差別する、「いない方がいい」「死んでしまえ」など子どもの心を傷つけることを慢性的に繰り返し言うなど、子どもの心に不安やおびえなどを引き起こす行為を言い、心身の発達に影響を与えることもあります。

d 性的虐待

中学1年生の女子から学校の先生に、2年以上前より継父から性的虐待を受けており、家に帰りたくないと話があり、学校から通告がありました。

一時保護や支援ホーム等利用する中で本人の家庭復帰希望が強くなり、継父が別居して家庭復帰となり、現在、経過観察中です。

性的虐待とは、性的ないたづらをしたり、性的関係を強要することです。場合によっては、妊娠・中絶・出産などの結果を招きます。また、異性への極端な嫌悪感を植え付けるなど、子どもの心身に大きな傷を残します。

(3) 人権尊重への取り組みの事例

ア こども条例づくり

次代を担う高知県の子どもたちが健やかに育つための環境づくりを行うため「こども条例」（仮称）の制定に向けた検討を行っています。

イ 学校教育における取組

(ア) ピア・サポート活動推進事業

友だちの悩みを聞いたり、互いに支え合う活動を通して、子どもたち相互のよりよい人間関係づくりを推進しています。

(イ) 心の冒険教育推進事業

ロープなどの器具を活用し、仲間が協力しながら課題を克服していく体験活動を通して、人と人との信頼関係や温かな人間関係を築こうとする取り組みを進めています。

(ウ) スクールカウンセラーの配置

学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、学校における活用、効果等に関する実践的な研究を行っています。

・配置校 小・中・高校 計 62 校 (平成 15 年度)

(エ) 心の教室相談員の配置

公立中学校に心の教室相談員を配置し、生徒の悩み等の相談や家庭訪問、学校と地域の連携の支援など実践研究を行っています。

・配置校 中学校 33 校 (平成 15 年度)

ウ 児童虐待防止の取組

平成 14 年 12 月に「高知県子ども虐待防止のための取組指針」を策定し、行政、学校、地域など関係機関・関係者の役割と連携を明確にするとともに、「虐待の予防」、「早期発見・早期対応」、「再発防止・心のケア」の 3 つの柱に沿った取り組みを進めています。

(ア) 虐待の予防

- ・子育て支援施策の充実
- ・乳幼児健診による育児支援の充実
- ・子ども支援ネットワークの充実

(イ) 虐待の早期発見・早期対応

- ・通告義務等の広報啓発
- ・相談窓口と相談体制の充実
- ・対応機関の連携強化

(ウ) 虐待の再発防止・心のケア

- ・児童養護施設等でのケアの充実
- ・親や子どもの心のケアやフォローアップの充実

(4) 相談窓口

ア 高知県心の教育センター電話相談

高知県心の教育センターでは、いじめや不登校、学校生活全般、問題行動等について、児童生徒や保護者からの相談を電話やEメールで受け付けています。

相談時間…毎日 9:00～21:00

電 話 088-833-2922

Eメール : kodomo@kochinet.ed.jp

イ 中央児童相談所

住 所 〒781-5102 高知市大津甲 770-1

電 話 088-866-6791

F A X 088-866-0859

ウ 幡多児童相談所

住 所 〒787-0050 中村市渡川 1-6-21

電 話 0880-37-3159

F A X 0880-37-3205

エ 子どもと家庭の110番

相談時間…9:00～19:00 (祝日・年末年始は休み)

電 話 088-866-9999

5 高齢者

(1) 現状と課題

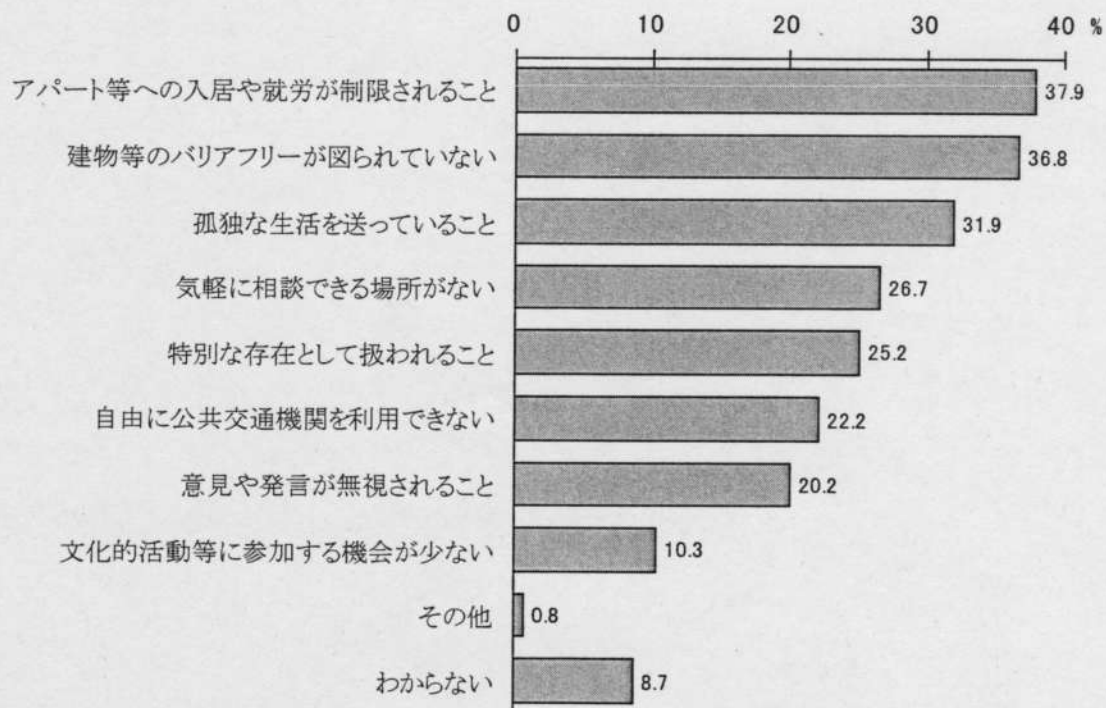
本県の65歳以上の高齢人口は、平成15年4月現在で210,181人で、総人口の24.9%を占めるようになり、県民の4人に1人が65歳以上という高齢社会を迎えています。

県が実施した「人権に関する県民意識調査」においては、「アパートなどの住宅への入居や就労が高齢者というだけで制限されること」、「道路、乗物、建物等でバリアフリー（障害除去）が図られていないこと」、「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っていること」などが高齢者の人権上の問題点として上位になっています。（図8）

高齢者が社会の一員として、人権を尊重され、健康で生きがいをもった生活をしていくためには、在宅・施設両面に調和のとれた保健福祉サービスの充実などの社会環境づくりを行うとともに、高齢者は、長年にわたり社会に貢献してきた人たちであるという意識をもち、敬意と感謝の気持ちを持って接していくことなどの意識啓発や高齢者理解の促進に取り組んでいく必要があります。

図8 高齢者に関する人権上の問題点

● 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか（複数選択）



平成14年度 高知県 [人権に関する県民意識調査]

(2) 人権侵害の事例

ア 高齢者総合相談センターの相談件数 (件)

	11年度	12年度	13年度	14年度
件数	645	816	1,153	1,019

※ 人権侵害以外の相談も含まれています。

イ 人権侵害の主な事例

(ア) 同居している娘から度々、叩かれたり（出血したこともある）つねられたり
の暴力を受けていました。警察に来てもらったが、またその事で怒って叩かれました。

この事例は、一番身近で高齢者の保護者として期待される家族から家庭内暴力を受けている事例です。人権侵害の発生場所が家庭内であることや加害者が家族であることから、その発見や防止が非常に困難な事例といえるでしょう。また、被害者である高齢者自身もおかれている立場、環境から外部に助けを求めることが困難な事例といえます。

平成14年4月～5月にかけて、13回の相談に対応し、管轄する在宅介護支援センターと連携のうえ、施設入所を前提に当面入院することとしました。

(イ) 息子が飲酒をしては、両親に暴力を振り、父親は入院、母親はアパートに避難しています。かつては両親が息子を虐待していたこともあります。

この事例は、過去に息子が両親から虐待を受けており、関係者が一番身近な家族同士であるという点で取扱いが困難な事例です。

平成14年7月に、地元の社会福祉協議会から相談があり、共同で対応策を検討しました。

(3) 人権尊重への取り組みの事例

ア 高齢者への理解促進

加齢によって生じる身体や目の衰えを疑似体験できる「うらしま太郎」や県民を対象とした介護講座の開催により、高齢者の心身の特性等についての理解を促進しています。

イ 痴呆に関する啓発

痴呆性高齢者に関する知識等の普及啓発を目的とした講演会の開催や、市町村が実施する家族介護教室などにより、痴呆症についての理解や知識の普及に努めています。

ウ 福祉サービス利用等の支援

(ア) 成年後見制度利用支援事業

市町村長が、介護保険サービスの利用が必要で親族のいない痴呆性高齢者等の成年後見制度利用のための審判請求を行った場合、審判費用及び後見人等報酬に対し助成を行っています。

(イ) 地域福祉権利擁護事業（高知県社会福祉協議会で実施）

加齢や痴呆症などにより、判断能力が低下した高齢者の適切な福祉サービスの利用や付随する金銭管理などの支援を行っています。

エ 福祉サービスの質の向上

(ア) 介護サービスの質の向上

高齢者の尊厳を大切にするため、身体拘束の廃止や個室化・ユニットケア、サービスの自己評価や第三者評価など質の向上を目指す取り組みを進めています。

(イ) 福祉サービス困りごと解決委員会（高知県社会福祉協議会に設置）

在宅及び施設福祉サービスの利用者が、サービスを利用していく中での、事業者に対する苦情や要望などの相談を受け、解決に向けた支援を行っています。

オ 日常生活の支援

心身機能の低下が生じても、その人らしい自立した生活を送れるように、外出、配食など日常生活に必要なサービスへの支援や、地域で高齢者を支え合う仕組みづくりへの支援、また高齢者が暮らしやすい住環境を整備するために必要な経費への助成を行っています。

カ 社会参加の促進

高齢者が社会参加できる仕組みづくりとして、各地域でのシルバー人材センター事業の促進や、地域での支え合いの核となるシルバー介護士の養成を行っています。

また、生きがいづくりとして、オールドパワー文化展、シニアスポーツ大会などの開催や老人クラブ活動への助成もを行っています。

(4) 相談窓口

ア シルバー110番(高齢者総合相談センター)

高齢者及びその家族等の抱える保健・福祉・医療等に係る各種の心配ごと、悩みごとの相談に応じています。

・ 電話 088-875-0110

・ 内容及び相談時間(毎週月曜日、祝祭日、年末年始は休み)

生活・福祉 火～日 9:00～16:00(一般相談員)

健康・介護 火～日 9:00～16:00(保健師、看護師、理学療法士、介護福祉士)

法律 木曜日 13:00～15:00(弁護士)

痴ほう 第3金曜日 14:00～15:00(医師)

・ その他

ご相談は、電話のほか手紙や直接センターに来られても結構です。

(住所 〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ内)

イ 在宅介護支援センター(各市町村に設置)

在宅の要援護高齢者やその家族等からの、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、これらの方々への介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように調整しています。

ウ 高知県社会福祉協議会

痴呆性高齢者や知的障害者など、自己決定能力が低下している方々が自立した地域生活を送れるよう支援を行っています。

住所 〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ内

電話 088-844-4600

FAX 088-844-3852

エ 各地域のシルバー人材センター

高齢者の豊かな経験や能力を活かし仕事を通じて地域社会に貢献することを目的として、おおむね60才以上の健康で働く意欲のある方に、会員制度により臨時的かつ短期的な仕事の紹介、斡旋を行っています。

名称	住所	電話番号
(社)高知市シルバー人材センター	高知市丸池町 1-1-14 サンライズ高知内	088-882-3839
(社)佐川・越知・日高広域シルバー人材センター	高岡郡佐川町甲 1059-57	0889-22-3721
(社)伊野町シルバー人材センター	吾川郡伊野町 6032-3	088-893-2322
(社)須崎市・中土佐町シルバー人材センター	須崎市南古市町 6-14	0889-42-1818
(社)野市町シルバー人材センター	香美郡野市町西野 555-1	0887-56-4356
(社)土佐清水市シルバー人材センター	土佐清水市西町 2-2	08808-2-5757
(社)窪川町シルバー人材センター	高岡郡窪川町香月が丘 4-20	0880-29-6021
南国市シルバー人材センター	南国市日吉町 2-3-28	088-863-4450

土佐市シルバー人材センター	土佐市高岡町乙 3451-1	088-852-2145
中村市シルバー人材センター	中村市右山五月町 8-3	0880-35-3117
宿毛市シルバー人材センター	宿毛市高砂 4-56	0880-65-7665
大方町シルバー人材センター	幡多郡大方町入野 2017	0880-43-0315
中芸広域シルバー人材センター	安芸郡田野町 1828-4	0887-38-5325
土佐山田町シルバー人材センター	香美郡土佐山田町 262-1	0887-53-0660
夜須町シルバー人材センター	香美郡夜須町坪井 16-1	0887-55-4936
春野町シルバー人材センター	吾川郡春野町西分 1-1	088-894-6255
佐賀町シルバー人材センター	幡多郡佐賀町佐賀 1080-1	0880-55-3371
土佐町シルバー人材センター	土佐郡土佐町土居 206	0887-82-1067
室戸市シルバー人材センター	室戸市領家 87	0887-22-1348
梶原町シルバー人材センター	高岡郡梶原町川西路 2346	0889-40-2007
本山町シルバー人材センター	長岡郡本山町本山 1041	0887-76-2312
西土佐村シルバー人材センター	幡多郡西土佐村用井 1110-31	0880-31-6111

6 障害者

(1) 現状と課題

ノーマライゼーションを基本理念に「完全参加と平等」の実現を目標とした「高知県障害者福祉に関する新長期計画」に基づいて障害者施策を総合的に推進するとともに、平成14年度に高知県で開催された第2回全国障害者スポーツ大会におけるボランティアなど県民参加の取り組みを進めた結果、障害への理解や障害のある人の社会参加が促進されました。

しかし、人権や財産権の侵害をはじめ、障害のある人が社会生活を営むうえで様々な障壁（バリア）が現存しています。県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」や「交通機関の利用が不便」などが、障害者の人権上の問題点として上位になっています。（図9）

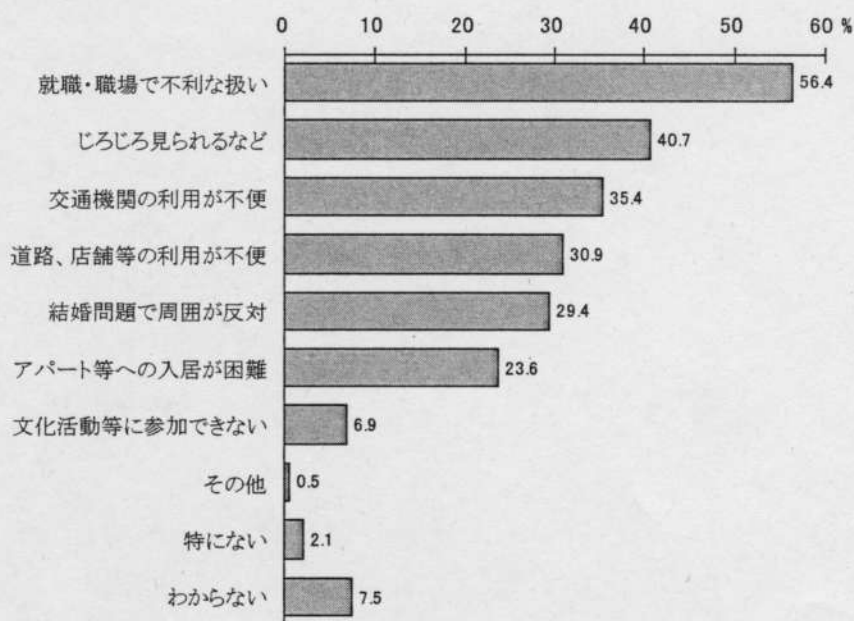
今後の目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会とする必要があります。

共生社会においては、障害のある人が、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加するとともに、社会の一員としてその責任を分担することが必要です。

また、障害のある人の社会参加を実質的なものとするためには、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが求められます。

図9 障害者に関する人権上の問題点

● 障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか（複数選択）



平成14年度 高知県 [人権に関する県民意識調査]

(2) 人権侵害の事例

ア 障害者 110 番相談件数

(件)

	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度
生活相談	29	31	60	31
財 産	11	11	18	19
医 療	9	10	12	6
人権・法律	11	9	27	12
そ の 他	108	111	148	64
合 計	168	172	265	132

※ 電話相談事業委託業務事業実績報告書

イ 人権侵害の主な事例

(障害者 110 番での相談)

- (ア) わからないまま、クレジットカードに名前を使われ、使用された。
- (イ) 借家入口のバリアフリー化について家主から拒否された。
- (ウ) 自分の健康保険証を使用されて、サラ金から借金され借金返済の請求がきた。
- (エ) 近所の住人の自動車購入の際に、頼まれて、わからないまま保証人の欄へ判を押したところ、自動車会社から請求がきた。

(3) 人権尊重への取り組みの事例

ア 福祉のこころづくり

障害者の「完全参加と平等」ができるような社会は、障害者のためだけでなく、すべての県民にとって豊かな社会です。そのためには、県民一人ひとりが、障害及び障害者問題について正しく理解し、豊かな心を持ち、そして行動することが大切です。このため、以下の施策を進めています。

- (ア) 新聞、テレビ、ラジオなどの県の広報媒体を活用した啓発広報
- (イ) 障害者の日（12月9日）などに係る各種行事等を通じた効果的な啓発広報
- (ウ) 啓発広報活動に対する民間への協力要請等
- (エ) 学校教育における福祉教育と交流の促進
- (オ) 地域における福祉教育と交流の促進

イ やさしいまちづくり

障害者が地域で自立した生活を送るためには、道路、建物、公共交通機関等を障害者にとって利用しやすいように整備する必要があります。このような生活環境は、すべての県民が安全、快適に生活できる街であり、県民全体「やさしいまちづくり」に取り組む必要があります。このようなことから、次のような施策を進めています。

- (ア) 県民、事業者への具体的なバリアフリー化についての情報提供
- (イ) バリアフリーモニターの設置等による日常的問題点の収集把握

ウ 地域福祉の推進

(ア) 社会参加の促進

- a 情報利用の促進
- b 文化活動、レクリエーション等への参加機会の促進
- c 障害者スポーツの推進

(イ) 地域生活の支援

- a ホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所など、在宅福祉の推進
- b サービス供給体制の整備
- c グループホームや地域療育支援などの地域生活援護の整備促進
- d 働く場や活動の場の確保
- e 福祉サービスの質の向上

(4) 相談窓口

ア 障害者 110 番 (障害者やその家族が抱える人権や財産などの問題)

高知県知的障害者育成会

住 所 〒780-0870 高知市本町 4 丁目 1-37

電 話 088-871-1212

F A X 088-871-1265

受付時間

- ・一般相談：月曜日～金曜日 9:30～16:00
土・日・祝祭日 10:00～15:00
- ・法律相談：毎月第 2 月曜日 9:30～16:00

イ 精神障害者の保健医療及び社会復帰などに関する相談

(ア) 精神保健福祉センター

- ・電話相談 (こころのテレ相談)

電 話 088-823-0600

相談時間 月～金 13:00～15:00

- ・面接相談 (予約制)

予約受付 電話 088-821-4966

受付時間 月～金 8:30～12:00 13:00～17:15

(イ) 各保健所

- ・東部保健所

住 所 784-0001 安芸市矢ノ丸 1-4-36 安芸総合庁舎内

電 話 0887-34-3175

F A X 0887-34-3170

・中央東保健所

住 所 782-0016 香美郡土佐山田町山田 1128-1

電 話 0887-53-3173 (障害保健課 直通)

F A X 0887-52-4561

・中央西保健所

住 所 789-1201 高岡郡佐川町甲 1243-4

電 話 0889-22-1249 (障害保健課 直通)

F A X 0889-22-9031

・高知市保健所

住 所 780-0065 高知市塩田町 18-10 高知市保健福祉センター内

電 話 088-823-9114 (こころの健康係 直通)

F A X 088-823-8020

・高幡保健所

住 所 785-0005 須崎市東古市町 6-26 須崎第二総合庁舎内

電 話 0889-42-1875

F A X 0889-42-8924

・幡多保健所

住 所 787-0028 中村市山手通 19 幡多総合庁舎内

電 話 0880-34-5124 (障害保健課 直通)

F A X 0880-35-5980

(ウ) 高知県健康福祉部健康対策課 精神保健福祉担当

電 話 088-823-9669

F A X 088-873-9941

ウ 高知県社会福祉協議会

痴呆性高齢者や知的障害者など、自己決定能力が低下している方々が自立した地域生活を送れるよう支援を行っています。

住 所 〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ内

電 話 088-844-4600

F A X 088-844-3852

7 HIV感染者等

(1) 感染症

ア 現状と課題（感染症問題解決への到達状況）

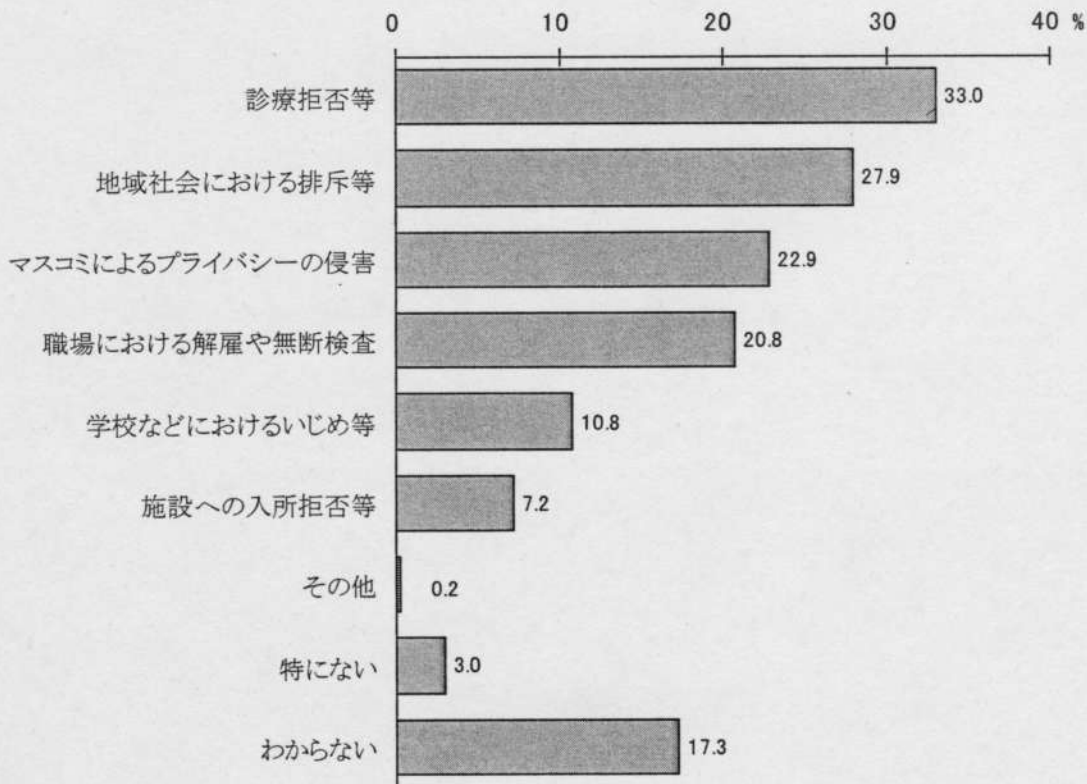
エイズ・結核・腸管出血性大腸菌O-157などの感染症に対して、感染症発生动向を踏まえ、自分の健康は自分で守るという観点から、正しい予防知識及び予防行動の普及を行っています。しかし、感染症発生時には、患者を取り巻く環境の中で、差別や偏見がまだみられている状況です。

県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、「医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われること」、「地域社会における排斥や悪意のある噂が流されること」などがHIV感染者等に関する人権上の問題点として上位になっている一方、「わからない」とする回答の割合も高くなっています。（図10）

今後、感染症について、より一層の正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染者や患者の人権を大切にされた社会づくりや専門的な相談等を受けることができる機関の充実を図っていくことなどが課題となっています。

図10 HIV感染者等に関する人権上の問題点

● エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか（複数選択）



平成14年度 高知県 [人権に関する県民意識調査]

イ 人権侵害の事例（平成14年2月、エイズ治療拠点病院の医師から聴取）

HIVの治療は、一生涯において服薬治療が必要であり、高額な医療を受けている現状です。HIV感染者・患者は、主治医（認定医）の診断を受けると、身体障害者手帳の交付を受け、様々な制度を利用し治療を受けることができますが、現在、この制度を利用し治療を受けている人はいないと聞いています。市町村の窓口では、周囲への気兼ねや偏見を心配し、申請しづらいのが現実です。

ウ 人権尊重への取り組みの事例

（ア）正しい知識の普及と啓発

a 感染症について、正しい知識や考え方の啓発、普及

保健所を中心に地域の実情にあった予防啓発を実施しています。

実施にあたっては、市町村、学校等の各関係機関とも連携し、身近な情報として広報への掲載を行うと共に、学習会や研修会の開催、大学祭等の行事において若年層への積極的な啓発を行っています。

b 12月1日「世界エイズデー」にあわせて、広報やマスメディアを活用した啓発を行っています。

（イ）専門的支援の充実

a 各感染症について、専門的に相談できる機関として保健所を位置づけています。

b エイズについての相談や治療を専門的に受けられるように、県内6カ所の病院をエイズ治療拠点病院に指定しています。

c 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の趣旨に沿い、患者の人権を十分に尊重し、社会復帰支援を行っています。

d 県内の医療機関や保健所等を対象とした研修会を開催しています。

（ウ）感染者や患者の人権を大切にした社会づくり

a 感染者や患者と共に生きる社会づくりをめざし、地域住民を対象に、上記の事業を継続して行っています。

b 保健所を中心に、地域の状況に応じた事業や社会づくりを実施しています。

c 今後、地域で、家庭で、職場等あらゆる所で自分のこととして考えていただけるよう啓発を実施するため、ボランティアや支援ネットワークの育成を図っています。

（エ）学校・家庭・地域における取組

文部科学省より、平成14、15、16年度の3年間、田野町がエイズ教育（性教育）推進地域事業の指定を受け、学校・家庭・地域に広がる実践研究に取り組んでいます。

推進中心校：田野町立田野小学校・田野町立田野中学校・高知県立中芸高等学校

(2) ハンセン病

ア 現状と課題

長年にわたって行われてきましたハンセン病患者に対する国の隔離政策が、多くの人権上の制限やいわれなき差別、偏見をもたらしてきました。

本県においても、国の隔離政策の一翼を担う形で療養所への入所を勧めるということで患者や元患者、さらには家族の方々の社会生活を奪うとともに、ハンセン病に対する偏見や差別の土壌をつくってきました。

平成13年5月、熊本地方裁判所で、「ハンセン病は遅くとも昭和35年以降においては、隔離政策を用いなければならないほどの特別の疾患ではなくなっていたにもかかわらず、隔離を継続させ、患者や家族の方々に対する差別的な社会認識を放置したことへの厚生大臣の法的責任を認める」などとした、原告の全面勝訴の判決が出されました。それ以降、各種媒体を活用した広報、県民向けのフォーラムの開催など、さまざまな取り組みを通じて病気に対する県民の理解は深まってきましたが、長年続いてきた差別や偏見はいまだに解消されていません。

今後は、ハンセン病に対する正しい知識の普及と啓発を行うことと共に、社会復帰に対する支援などが課題となっています。

イ 人権侵害の事例

(ア) 国立ハンセン病療養所入所者数等

- ・ 県出身の入所者数 8 療養所 64 名 (H15. 4. 1. 現在)
- ・ 家族生活援護費の支給対象者数 1 名 (")

(イ) 人権侵害の主な事例 (平成13年度の入所者との意見交換による)

- a 療養所への入所後、ハンセン病は治癒していると言われたにもかかわらず、入所生活を継続させられた。
- b 入所中に断種、中絶等の処置をさせられるなど、非人道的な扱いを受けた。
- c ハンセン病という理由で入所させられたにも関わらず、経営的な理由から職員が行うべき重症患者の看護・介護、その他作業に従事させられた。
- d 療養所に近い郡部の店では入店を断られたこともあった。
- e 患者の親族においても、故郷では差別を受けるため他地域での生活を余儀なくされた。
- f 療養所への入所後、家族の縁談が破談になった。

ウ 人権尊重への取り組みの事例

県民に、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、入所者との交流活動を支援するなど、差別や偏見をなくすための取り組みを行っています。

(ア) ハンセン病を正しく理解するための啓発活動及び差別、偏見の解消

- a 県、保健所を主体とした社会啓発フォーラムの開催
- b 各種媒体を活用した広報

- c ハンセン病啓発リーフレットの配布
- d 中・高生による療養所訪問
- e 入所者の里帰りを利用した県民との交流
- f ハンセン病を正しく理解する週間の周知
- g 人権担当機関、教育委員会等による人権研修

(イ) 社会復帰等に向けての対応

入所者の高齢化、病気の後遺障害、長期にわたる療養所での生活など、社会復帰へのハードルは高いものの、具体的な希望が出された場合は、相談窓口として、公営住宅への入居等、可能な限り関係機関と連携して対応していきます。

また、各療養所の納骨堂に遺骨が納められており、入所者より故郷へ遺骨を納めたいとの声もありますが、入所者の宗教上の問題、または納骨堂の設置後の管理等課題が多くあるため、関係機関との協議を進めていきます。

(3) 相談窓口

ア 感染症

(ア) 各保健所

・東部保健所

住 所 784-0001 安芸市矢ノ丸 1-4-36 安芸総合庁舎内

電 話 0887-34-3175

F A X 0887-34-3170

・中央東保健所

住 所 782-0016 香美郡土佐山田町山田 1128-1

電 話 0887-52-3172 (健康課 直通)

F A X 0887-52-4561

・中央西保健所

住 所 789-1201 高岡郡佐川町甲 1243-4

電 話 0889-22-1247 (健康課 直通)

F A X 0889-22-9031

・高知市保健所

住 所 780-0850 高知市丸ノ内 2-4-1 保健衛生総合庁舎内

電 話 088-822-0577

F A X 088-822-1880

・高幡保健所

住 所 785-0005 須崎市東古市町 6-26 須崎第二総合庁舎内

電 話 0889-42-1875

F A X 0889-42-8924

・幡多保健所

住 所 787-0028 中村市山手通 19 幡多総合庁舎内

電 話 0880-34-5120 (健康課 直通)

F A X 0880-35-5980

(イ) 高知県健康福祉部健康対策課 感染症担当

電 話 088-823-9677

F A X 088-873-9941

(ウ) エイズ予防財団

電 話 0120-177-812

携帯電話からは 03-3592-1183

ホームページ <http://api-net.jfap.or.jp>

(携帯電話 <http://api-net.jfap.or.jp/i>)

(エ) HIVと人権・情報センター

電 話 089-998-6973 (四国支部)

ホームページ <http://www.npo-jhc.com/>

(オ) 高知県エイズ治療拠点病院

医療機関名	住 所	電話番号
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮	088-866-5811
国立高知病院	高知市朝倉西町 1-2-25	088-844-3111
高知県立中央病院	高知市桜井町 2-7-33	088-882-1211
高知県立安芸病院	安芸市宝永町 1-32	0887-34-3111
高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈 3-1	0880-66-2222
高知市立市民病院	高知市丸ノ内 1-7-45	088-822-6111

イ ハンセン病

高知県健康福祉部健康対策課 障害保健担当

電 話 088-823-9678

F A X 088-873-9941

8 外国人

(1) 現状と課題

平成 15 年 12 月 31 日現在、県内には約 60 カ国、3,783 人の外国人の方々が暮らしており、その数は年々増加傾向にあります。その内訳を国籍別に見ると、中国籍が 1,279 人と最も多く、韓国・朝鮮籍 796 人、フィリピン籍 566 人、インドネシア籍 286 人と続いています。

このように、本県にはアジア出身の在住者が多いこともあり、(財)高知県国際交流協会の実施する人権相談の約 8 割が、アジア出身の方々の相談で占められています。

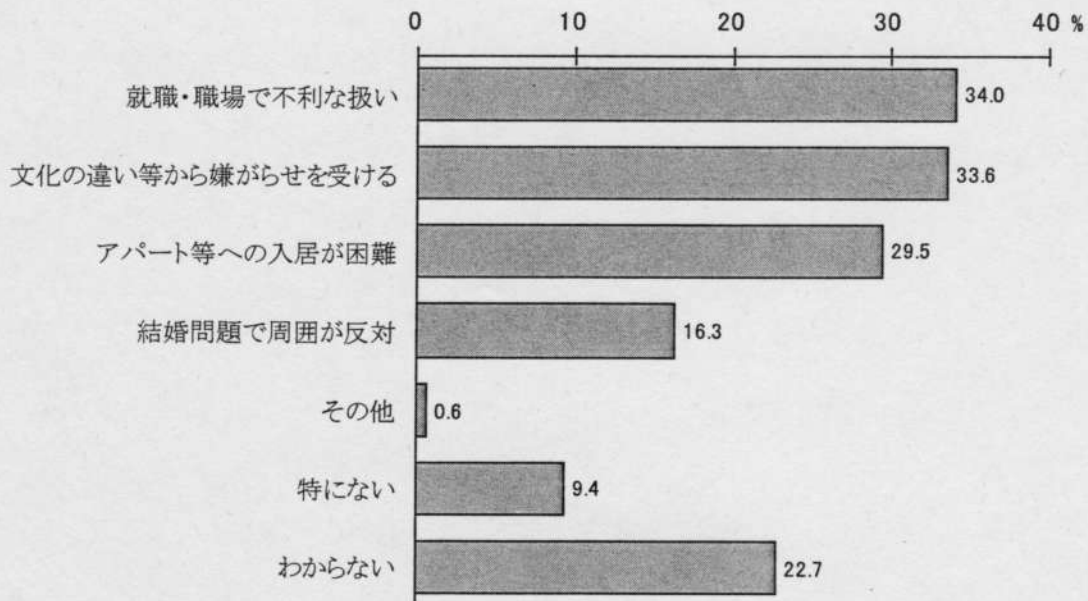
外国人に対する偏見や差別などの人権問題の多くは、言語・文化・習慣などの相互理解が不十分なことに起因する場合があります。

県が実施した「人権に関する県民意識調査」においても、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受けること」などが外国人の人権上の問題点として上位になっており、「わからない」とする回答の割合も高くなっています。(図 11)

今後、国際理解教育をさらに推進するなど、外国人や異文化に対する理解を深めてもらうことが課題となっています。

図 11 外国人に関する人権上の問題点

● 日本に住む外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか（複数選択）



平成 14 年度 高知県 [人権に関する県民意識調査]

(2) 人権侵害の事例

ア 人権侵害に関する相談状況

((財)高知県国際交流協会)

(件)

	11年度	12年度	13年度	14年度
暴力・離婚	12	18	12	5
在留資格	-	3	-	-
住居	-	1	-	-
ストレス	-	1	-	1
その他	-	-	-	9
合計	12	23	12	15

イ 人権侵害の主な事例

(ア) インターネット

県内の大学の研究室のパソコンから、外国人留学生である相談者のパソコンに家族を誹謗・中傷したメールが数回届いた。

(イ) 暴力

- a 日本人と結婚した外国人女性が、夫の父や母から暴力をふるわれたり、夫の父から性的ないやがらせを受け、離婚した。
- b 外国人男性が、職場に少し遅刻したことで、日本人の場合は口頭で注意を受ける程度で済むのに殴られた。

(ウ) その他

- a 研修のために来日した外国人が、外国人であることを理由に旅館で宿泊を断られた。
- b 不動産業者を通じて大家さんに面会し、アパートへの入居をお願いしたが、外国人であることを理由に断られた。
- c 外国人との結婚を両親が猛反対して結婚できなかった。

(3) 人権尊重への取り組みの事例

ア 国際理解教育の推進による異文化理解への取り組み

(ア) 異文化理解講座 (主催：高知県国際交流協会)

県民を対象に、県国際交流員 (英国・豪州・韓国・中国) が講師として、自国の文化等を紹介し、異文化への理解を深めてもらう。

(イ) 国際理解講座

小中高生を対象に、県国際交流員 (英国・豪州・韓国・中国) が講師として、自国の文化等を紹介し、異文化への理解を深めてもらう。

(ウ) 国際メッセージ (主催：高知県国際交流協会)

国際理解や国際交流をテーマに在住外国人等による日本語弁論大会を行う。

(エ) 外国語指導助手等による授業の実施

外国人の外国語指導助手（ALT）や国際交流員（CIR）による授業を行い、そこでの交流から諸外国の文化に対する理解や人間としての共通性への理解を深め、ともに協調して生きていく態度の育成を図っています。

イ 外国人児童生徒等への取組

外国人児童生徒等の母国語を理解でき、かつ教育相談等を行うことのできる教育相談員を学校等に派遣し、学習面や生活面での支援を行っています。

(4) 相談窓口

財団法人高知県国際交流協会では、県内に在住する外国人を対象に、高知地方法務局などの関係機関の協力を得ながら人権相談を実施しています。

開催場所：（財）高知県国際交流協会研修室

相談時間…平日 8：30～17：00

住 所 〒780-0870 高知市本町 4-1-37

電 話 088-875-0022

F A X 088-875-4929

Eメール：kia@mb.inforyoma.or.jp

II 参 考 资 料

1 高知県人権尊重の社会づくり条例

平成10年3月30日 条例第2号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障について定められている。

この理念の下に、すべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

しかし、現実社会には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、H I V感染者等、外国人などに対する人権侵害の問題が依然として存在している。

同和問題については、高知県においても行政の責務として長年取り組んできたが、いまだ完全には解決されていない実態がある。

県は、これらの問題の解決に先導的な役割を果たすべきであり、また、私たちは、力を合わせてあらゆる人権問題の早急な解決を図っていかねばならない。

ここに、私たちは、人権という普遍的な文化の創造を目指し、差別のない、差別が受け入れられない人権尊重の社会づくりを進めていくことを決意して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、市町村及び県民（県内に在住する個人並びに県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

(県の責務等)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりを図るとともに、人権意識の高揚を目的とする教育及び啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）を総合的に推進するものとする。

2 知事は、人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について定期的に公表するものとする。

3 知事は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、必要な指導及び助言をすることができる。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の高揚に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して人権意識の向上に努めるとともに、県又は市町村が実施する施策に協力するものとする。

(人権施策の基本方針)

第5条 知事は、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けて、すべての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進させるため、人権施策の基本方針を定めるものとする。

(高知県人権尊重の社会づくり協議会)

第6条 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 知事は、前条の人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する事項その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 高知県人権施策基本方針

(平成12年3月策定)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障について定められている。

この理念の下に、すべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

しかし、現実社会には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人などに対する人権侵害の問題が依然として存在している。県は、これらの問題の解決に先導的な役割を果たすべきであり、また、私たちは、力を合わせてあらゆる人権問題の早急な解決を図っていかねなければならない。

県では、人権が尊重される明るい社会を目指し、平成10年4月に施行した「高知県人権尊重の社会づくり条例」において、人権尊重の社会づくりを進めていくために県、市町村、県民の責務を明らかにした。また、同年7月に策定した「人権教育のための国連10年」高知県行動計画では、人権教育・啓発に関する県の取り組みや企業・県民に期待する取り組みを具体的に示した。

ここに、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けて、すべての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取り組みを一層促進させるために、同条例第5条に基づき、人権教育・啓発に関する施策の基本方針を定めるものである。

<推進方針>

今後の人権施策の推進については、さまざまな人権の中から、県民に関わりが深く、身近な人権問題として、「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「人権教育のための国連10年」高知県行動計画で例示してある同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人に関わる人権問題について共通する施策の方向性を示すとともに、それぞれの問題の現状と課題を明らかにし、推進方針を定めるものとする。

1 共通事項

(1) 人権教育・啓発の推進

「人権教育のための国連10年」高知県行動計画に基づき人権教育・啓発を推進する。

ア 就学前教育、学校教育、社会教育などのあらゆる場において、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について正しい認識と理解を深め、人権意識の高揚を図るための人権教育を推進する。

イ 県民一人ひとりが人権問題についての関心と正しい認識を深め、人権尊重の社会づくりに向けて自主的に行動していけるよう、人権に関する講演会や研修会の開催、マスメディアの活用による広報、実践につなげることのできる啓発パンフレットの作成、配布など、さまざまな機会を通じた啓発活動を推進する。

ウ 企業内研修の充実のため、体制の整備を支援する。

エ 人権に関する家庭での学習を促進するため、人権に関する学習機会の提供や学習情報等の提供を行う。

オ 県職員や市町村職員はもとより、教育職員、警察職員、消防職員、福祉関係職員、医療関係職員など人権に関わりの深い職業に従事する職員に対する人権教育を充実する。

(2) 相談・指導体制の充実

- ア 県民が人権侵害を受けたとき、その内容等について相談ができる体制の充実や、適切な指導・助言ができる人材の育成に努める。
- イ 人権尊重の社会づくりに取り組む市町村、関係機関、NPOなどに対する指導・助言・支援を行うとともに、県民の自発的な取り組みを支援する。

(3) 調査・研究の推進

県民の人権意識や人権侵害の実態などを把握・公表し、これまでの人権教育・啓発活動の実施状況や効果等について点検を行い、効果的な人権施策の研究・開発を行う。

(4) 推進体制

- ア 高知県人権尊重の社会づくり協議会などの意見を踏まえ、高知県人権施策推進委員会を中心に、人権施策を総合的に推進する。
- イ 人権教育・啓発を行う県の関係機関等の取り組みを充実・強化する。
- ウ 市町村やその他の公的機関、企業、関係団体との緊密な連携を図る。

2 個別事項

(身近な課題ごとの推進方針)

(1) 同和問題

ア 現状と課題

これまでの同和対策事業の実施により、対象地域の生活環境などは相当整備されてきた。一方、児童生徒の学力・進路に関わる問題や不安定な就労の実態、また同和問題に対する誤った知識や偏見による差別意識の存在など多くの課題が残されている。

イ 推進方針

同和問題は人権問題の重要な柱であるとの認識のもと、その解決に向けた取り組みを推進し、差別のない社会の実現を図る。

- (ア) 「同和問題の解決は行政の責務であり、県民一人ひとりの課題である。」という認識の醸成
- (イ) 我が国の歴史における支配・被支配の関係やその起源等について、科学的に解明された教材を使用するなど、同和問題への正しい認識を深める教育・啓発の推進

(2) 女性

ア 現状と課題

法律や制度面からの整備は着実に進んでいるが、固定的な性別役割分担意識や雇用の場における格差、女性に対する暴力など、いまだに広く女性に対する直接、間接の差別が存在している。

こうした差別の解消をはじめ、政策や方針決定の場など、あらゆる場における女性参加、参画を一層促進する必要がある。

イ 推進方針

女性に対するさまざまな差別を解消することにより、女性の人権が男性と対等、平等に尊重され保障される社会の実現を図る。

(ア)両性の尊厳・平等を目指す教育・啓発の推進

(イ)女性への差別の解消に向けた普及・啓発

- ・雇用の場における実質的な男女平等
- ・家庭生活や地域社会への男女共同参加
- ・政策、方針決定への参画
- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・メディアにおける女性の人権の尊重

(3) 子ども

ア 現状と課題

少子化や核家族化の進行、受験競争の激化などにより生活のゆとりの喪失や家庭・地域での子ども同士のふれあいの機会が減少するなど、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化している。こうした中、非行、いじめ、児童虐待などの問題が深刻化し、その早急な解決が求められている。

イ 推進方針

子どもが一人の人間として尊重され、偏見や差別によって人権の侵害を受けることのない社会の実現を図る。

(ア)個性や人権を尊重した教育の推進

(イ)子どもの人権に関する社会的関心の喚起、意識啓発

(ウ)家庭における親子の対話やふれあい、地域社会における生活体験や自然体験の機会の充実

(4) 高齢者

ア 現状と課題

高齢化先行県である本県においても、高齢者が自立し安心して暮らすために、就労機会の確保や保健福祉サービスの充実などの環境づくりが大きな課題となっている。

また、介護する家族の負担や、痴呆性高齢者らが受ける人権侵害なども高齢者を取り巻く社会の大きな問題である。

イ 推進方針

高齢者が社会の一員として、人権が尊重され、健康で生きがいをもって生活していける社会の実現を図る。

(ア)高齢者に対する理解の促進

- ・加齢に伴う心身機能の低下に対する理解
- ・財産管理や権利擁護などの福祉サービスの周知

(イ)高齢者の社会参加の促進

- ・世代を越えた交流やふれあいの機会の充実
- ・雇用や社会参加の充実

(5) 障害者

ア 現状と課題

障害のある人が地域の一員として活動し、自立した生活を送ろうとするとき、物理的な障壁（道路、建物、バスの段差など）や制度的な障壁（各種の資格制度、就職試験などでの差別）などが問題となる。

中でも、大きな問題は、障害に対する理解が十分でない人達の心ない言葉や行動によって障害のある人やその家族が、人間としての尊厳を傷つけられることであり、社会全体が障害について正しく理解することが必要である。

イ 推進方針

障害のある人もない人も、地域でともに生活できる社会の実現を図る。

(ア) 障害や障害のある人に対する理解の促進

- ・障害のある人との交流やふれあいの機会の充実
- ・財産管理や権利擁護などの周知

(イ) 障害のある人の社会参加の支援

- ・「ひとにやさしいまちづくり」の推進
- ・雇用の促進や働きやすい環境の整備

(6) HIV感染者等

ア 現状と課題

エイズ、結核、ハンセン病、腸管出血性大腸菌O-157などの感染症にかかった患者・感染者が誤った認識や偏見などにより差別を受ける場合がある。

感染症についての正しい情報の提供と啓発活動などにより、患者・感染者の権利を守るための取り組みを進める必要がある。

イ 推進方針

さまざまな感染症にかかった患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域でともに生活できる社会の実現を図る。

(ア) エイズ等についての正しい情報の提供

(イ) 感染予防対策を通じた啓発活動の実施

(7) 外国人

ア 現状と課題

国際化の進展とともに、外国人に対する偏見や差別などの人権問題が顕在化している。

一般的には、欧米諸国に比べアジアの人たちを軽視する傾向があり、歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国についての理解や認識を深める必要がある。

イ 推進方針

外国人にとっても暮らしやすい、差別や偏見のない地域社会の実現を図る。

(ア) 外国人や外国の文化との交流、国際理解の促進

(イ) アジアの近隣諸国について理解を深めるための知識の普及

3 人権に関する相談等窓口一覧表

人権分野	相談内容	機関名	電話番号
人権全般	人権全般に関すること	高知地方法務局人権擁護課	088-822-3503
		高知県企画振興部人権課	088-823-9805
		高知県教育委員会人権教育課	088-821-4931
	人権全般、研修や学習、図書・視聴覚教材の貸し出し	(財) 高知県人権啓発センター	088-821-4681
	人権問題に関する視聴覚教材の貸し出し	高知県視聴覚ライブラリー	088-833-5780
同和問題	同和問題に関すること	人権全般相談機関で対応	
女性	女性への暴力に関することや、女性の保護更生・自立更生に関すること	高知県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	088-822-5520
	女性のさまざまな悩みや、日常生活の中で直面する問題、不安や心配ごと	こうち女性総合センター「ソール」	088-873-9555
	職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどについて	高知労働局雇用均等室	088-885-6041
子ども	いじめや不登校、学校生活全般、問題行動などに関すること	高知県心の教育センター	088-833-2922
	子どもの養育、いじめ、虐待、不登校や非行、障害に関すること	中央児童相談所	088-866-6791
		幡多児童相談所	0880-37-3159
	育児の悩みやしつけ、虐待などに関する相談	子どもと家庭の110番	088-866-9999
高齢者	高齢者や家族が抱える福祉・保険・医療などの心配ごとについて	シルバー110番	088-875-0110
	在宅介護などに関すること	各市町村在宅介護支援センター	
高齢者・障害者	高齢者や障害者が地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助などについて	高知県社会福祉協議会	088-844-4600

障 害 者	障害者やその家族が抱える人権や財産などに関すること	障害者110番	088-871-1212
	精神障害者やその家族が抱える精神障害に関する医療及び社会復帰などについて	精神保健福祉センター	088-823-0600
		高知県健康福祉部健康対策課 (精神保健福祉担当)	088-823-9669
		県内各保健所	
H I V感染者等	エイズ、ハンセン病、その他感染症に関すること	高知県健康福祉部健康対策課 (感染症担当)	088-823-9677
		県内各保健所	
	エイズに関すること	エイズ予防財団	0120-177-812 携帯電話からは 03-3592-1183
		H I Vと人権・情報センター	089-998-6973
外 国 人	外国人の生活相談など	(財) 高知県国際交流協会	088-875-0022

4 県内の人権に関する条例施行状況及び行動計画等策定状況

(平成15年10月31日現在)

市町村名	条 例		行 動 計 画 な ど	
	名 称	施行日	名 称	策定日
室戸市	室戸市人権尊重の社会づくり条例	H10.9.1	「人権教育のための国連10年」室戸市行動計画	H14.11
安芸市	安芸市人権尊重の社会づくり条例	H11.12.27		
須崎市	須崎市人権尊重の社会づくり条例	H10.12.25	須崎市人権尊重の社会づくり人権施策総合計画	H11.12
宿毛市	宿毛市人権尊重の社会づくり条例	H11.4.1	「人権教育のための国連10年」宿毛市行動計画	H12.3
土佐清水市	土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例	H10.10.2	「人権を尊重する社会づくり」土佐清水市行動計画	H12.9
赤岡町	赤岡町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例	H8.7.1		
土佐山田町	土佐山田町人権のまちづくり審議会条例	H14.4.1	「人権教育のための国連10年」土佐山田町行動計画	H13.3.31
吉川村	吉川村部落差別撤廃・人権擁護に関する条例	H9.1.1	吉川村行動計画	H14.4.1
春野町	春野町人権尊重の社会づくり条例	H10.4.1		
中土佐町	中土佐町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例	H8.9.26	中土佐町人権総合計画	H12.3
大正町	大正町人権尊重の町づくり条例	H13.3.30		
十和村	十和村人権擁護推進に関する条例	H9.6.16	人権擁護推進に関する十和村行動計画	H13.3.20
三原村	三原村人権尊重の村づくり条例	H15.7.3		
計	13市町村		8市町村	

高知県の人権について

平成16年3月発行

発行 高知県企画振興部人権課
〒780-8570
高知市丸ノ内1-2-20
TEL (088) 823-9805
FAX (088) 823-9212

印刷 株式会社 リーブル
〒780-0861
高知市升形10-22
TEL (088) 822-3720